

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

---

令和3年1月13日 午前 9時57分 開 議

---

出 席 委 員

委員長	中 根 光 男
副委員長	設 楽 健 夫
委 員	田 谷 文 子
委 員	櫻 井 繁 行
委 員	小 倉 博

---

欠 席 委 員

な し

---

委 員 外 議 員

な し

---

出 席 説 明 者

保健福祉部長	君 山 悟
社会福祉課長	金 子 俊 文
介護長寿課長	小 泉 一 司

---

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局 柏 崎 博 子

---

## 議 事 日 程

令和3年1月13日（水曜日）午前 9時57分 開 議

### 1. 開 会

### 2. 事 件

- (1) かすみがうら市障害者計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）（案）について
- (2) かすみがうら市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について
- (3) その他

### 3. 閉 会

---

開 会 午前 9時57分

#### ○中根光男委員長

おはようございます。

委員の皆様にはお忙しい中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は4名で会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

次に書記を指名します。議会事務局、柏崎係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、かすみがうら市障害者計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）（案）についてを議題といたします。

説明を求めます。

#### ○保健福祉部長（君山 悟君）

本日の委員会におきまして、説明をさせていただきます内容につきましては、社会福祉課所管になります、かすみがうら市障害者計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）（案）と介護長寿課所管になります、かすみがうら市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）になります。

両計画とも令和3年度を初年度として、令和5年度までの3か年を期間とする計画になっております。両計画ともにそれぞれの基本理念を掲げまして、基本目標を推進するための各種施策を展開し、主な取り組みや目標値を設定し、施策の推進を図ることとしております。

また、令和3年度から令和5年度までの介護保険料につきましては、給付費等の推計を進めており、第1回定例会に条例改正議案として提出するために策定作業を進めており、基本方針としましては、介護給付費等準備基金を活用することで算定を進めております。

以上で私からの概要説明は終わりになりますが、この後、各所管課長より、さらに詳しい説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

#### ○社会福祉課長（金子俊文君）

社会福祉課からお配りしております、かすみがうら市障害者福祉計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）（案）についてご説明をさせていただきます。

最初に、1 ページ、第1 章、計画策定に当たって、1、計画策定の趣旨でございます。

近年、障害のある方の高齢化、重度化、また精神疾患等の患者の増加などが進行しまして、障害者施策のニーズが多様化しているところでございます。

国におきましても、平成30 年度から令和4 年度までの5 か年計画としまして、第4 次障害者基本計画を定めまして、障害者権利条約に基づく取り組みを実施しているところでございます。

平成25 年度には、障害者自立支援法が見直しされ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法が施行されたところでございます。

また、平成28 年には、障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律、障害者差別解消法が施行されたところでございます。

本市におきましても、これらの現計画が本年度で計画満了を迎えることから、障害者を取り巻く環境や障害者自身の意識の変化、また法令改正の適切な対応を踏まえまして、病気や障害の有無にかかわらず、全ての市民が安心して地域で暮らせるまちづくりを目指しまして、かすみがうら市障害者計画・第6 期障害者福祉計画・第2 期障害児福祉計画を策定するものでございます。

続いて、2 ページ、2、計画の位置づけでございます。

(1) 根拠法令となります。

障害者計画は、障害者基本法第11 条第3 項で市町村に策定が義務づけられています。障害者が地域で生きがいを持って豊かに生活できるよう、施策全般に関する理念や基本的な目標を定める計画として位置づけられているものでございます。

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88 条、障害児福祉計画につきましては、児童福祉法第33 条の20 第1 項に基づく市町村障害福祉計画として、障害福祉サービスの必要な量、また必要量確保のための方策を定める計画でございます。

続いて、(2) 法令、他の計画との関係でございますが、本市の総合計画、また地域福祉計画を上位計画としまして、準用に障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法の各法、また、県の障害者プランの福祉計画と調和を図って策定をしているところでございます。

3 ページ、4、計画の期間でございますが、令和3 年度から5 年度を目標年度とする3 か年計画でございます。ただし、国の障害者福祉政策見直し等があった場合、必要に応じて見直しをするものでございます。図のように、今回は第6 期障害福祉計画、第2 期障害児福祉計画を策定するものでございます。

続いて、9 ページ、7、計画の策定体制でございます。

こちら②になりますが、学識経験者、専門家、障害者団体、関係機関代表者17 名で構成されました策定委員会を設置し、審議を行っているところでございます。

下段、(2) になります。各種調査の実施概要。

②障害者アンケート調査でございますが、こちらにつきましては、障害者手帳保持者の増加と対象に1,500 名を無作為抽出しまして、8 月から9 月にかけてアンケート調査を実施しているところでございます。回答数は1,500 票中845 票で、回答率56.3%でございます。詳細な詳しい結果につきましては、資料の20 ページから38 ページのほうに記載してございます。

また、パブリックコメントにつきましては、今後速やかに幅広く市民の皆様の意見を公募していきたいと考えているところでございます。

続いて、10 ページ、第2 章、障害のある人を取り巻く現状でございます。

10 ページから11 ページが、かすみがうら市の人口世帯の状況でございます。いずれも昨年1 月1

日現在でございます。

続いて、12 ページから 14 ページが、障害者手帳等の保持者の現状別推移をグラフにしているものでございます。

続いて、14 ページから 19 ページが、地域資源の状況ということで、15 ページが市内で障害者及び障害児に対する支援サービスを提供できる事業所数をそれぞれ項目ごとに記載しているところでございます。

16 ページからが障害福祉サービスの詳細な内容について記載してございます。

続いて、20 ページから 38 ページがアンケート調査の概要、こちら結果でございます。調査内容といたしましては、21 ページ、①日常生活について。23 ページ、②社会参加について。25 ページ、③就労について。27 ページ、④障害のある方についての理解について。28 ページ、⑤障害福祉サービスについて。30 ページ、⑥相談体制について。32 ページ、⑦情報収集について。34 ページ、⑧災害時の避難・対策についてということで、以上、8 項目のアンケート調査をしてございます。

続いて、39 ページ、第 3 章、計画の基本的な考え方でございます。

1、基本理念としまして、障害のある人もない人も、全ての人々が社会の一員としてお互いに尊重し、支えながら、人として尊厳を大切に生き生きと生活できる地域社会づくりを目指し、その基本理念といたしまして、健やか・安心・思いやりのまちづくりを掲げているところでございます。

40 ページ、2、基本目標といたしまして、基本目標 1、保健・医療の充実。基本目標 2、教育・育成の充実。基本目標 3、自立生活の支援。基本目標 4、雇用・就労の促進。基本目標 5、社会参加の促進。基本目標 6、住みよいまちづくりの推進ということで、それぞれの施策の方向性を定めているところでございます。

43 ページから 65 ページになりますが、第 4 章、施策の展開ということで、ただいま 6 つの基本目標に対する施策の方向性、主な取り組みを記載しているものでございます。

次、66 ページ、第 5 章、計画の概要、令和 5 年度までの目標値ということで、(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行。(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築。(3) 地域生活支援拠点等の整備。(4) 福祉施設から一般就労への移行等。(5) 障害児通所支援の提供体制の整備等。(6) 相談支援体制の充実・強化等。(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築ということで、7 項目。それぞれ令和 5 年度末、最終年度の目標値を設定しているものでございます。

続いて、70 ページ、第 6 章、第 5 期の評価と第 6 期サービスの見込量ということで、72 ページから 74 ページが訪問系サービスの実績と 6 期の見込量。75 ページから 79 ページが日中活動系サービスの実績と 6 期の見込量。80 ページから 81 ページが居住系サービスの実績と 6 期の見込量。82 ページから 83 ページが指定相談支援等の実績と 6 期の見込量。84 ページから 85 ページが新規として支援の取り組みの見込量。86 ページから 90 ページが障害児に関わる各支援の実績と 6 期の見込量。91 ページから 97 ページが障害のある方への理解を深めるための事業や障害のある方が日常生活や社会生活を営むことができるよう、福祉の増進を図る事業の実績と 6 期の見込量でございます。

いずれの見込みの算定方法につきましても、過去の実績より起算しまして、状況に応じて上昇しているか下降か横ばいか、そこを判断して見込んでございます。

続いて、98 ページ、第 7 章、計画の推進でございます。

1、各主体の役割ということで、この計画を推進するに当たっては、障害及び障害者問題について社会的関心を高めていくとともに、障害者、家庭、地域社会、学校、団体、企業、行政などがそれぞれ

れの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、一体になって取り組んでいくことが必要となっているものがございます。

最後に、100 ページ、4、目標達成状況の評価でございますが、計画の推進、管理につきましては、市側の責任としまして、計画、実施、点検、評価、見直しのP D C Aサイクルに基づいて実施をしてみたいと考えております。計画を所管する社会福祉課が中心に関係各課と緊密に連携し、効果的かつ効率的な施策を推進してみたいと考えているところでございます。

○中根光男委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

策定委員さんの名簿も参考資料でつけていただいて、102 ページで17名の策定委員さんということで、設楽副委員長が文教厚生委員会から出ていると思うのですが、この計画をつくるに当たっては、策定委員会は何回ぐらい行われて、また委員の皆様からどのような意見が上がったのか、把握していれば教えてください。

○社会福祉課長（金子俊文君）

策定委員会のほうは、昨年暮れ、23日に、1回実施したところでございます。今後については、1月末と2月に開催したいと考えてございます。23日行った時の主な意見でございますが、先ほど障害福祉サービスの6期の見込量ということでご説明しましたが、見込量についてはっきりしない点がございまして、施設の代表者もおりますので、何故これが上昇していかないのか等、いろいろご意見がありまして、今回、見込量の数値につきましても、担当でよく話し合いをして、サービスごとの現在の状況と今後についてよく話し合っ、今回お出ししたものでございます。あと、ご意見としましては、アンケート調査がございまして、いろいろ災害時の対応についてアンケートを見ますと約半数の方が1人では避難できない、渡れない等、大変、災害時の対応について不安な点があるということで、そういった内容を計画に反映していいのではないかとというようなご質問をいただいたところでございます。

あとは設楽委員のほうから、障害者の状況について、どこの地区に障害者が多いかという、地区別に障害者の数ですか、状況をできれば中学校単位で記載してはどうかというようなご意見もいただいたところでございますが、そちらにつきましては、障害者で本当にデリケートなものもございまして、自分の住んでいる地区に障害者が何人いるというのを計画に載せると、障害者にとって慎重に考えさせていただきたいということで、この計画と別に、この分布については取り上げていきたいというふうなお答えをしたところでございます。

○櫻井繁行委員

策定委員さんの名簿を見させていただき、福祉団体の代表の方が多く入られていて、まさに課長がおっしゃるように、現場の声をしっかり吸い上げている計画になっているというふうに思いますので、今後1月と2月、あと2回行う中で、またよりブラッシュアップしていただいて、1個1個実績に対して見込量が、実績が下がっているけれども、見込量を見ると令和5年度まで上がっていたりとか、その辺、少し疑問なところもあったのですが、それは専門分野の方々が見ていただいて、しっかりつくっていくものだと思いますので、引き続きしっかりやっていただきたいということと。

P D C Aをしっかりサイクルを回していただいて、毎年度、更新していただければと思います。

○中根光男委員長

ほかに質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、かすみがうら市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）についてを議題といたします。

説明を求めます。

○保健福祉部長（君山 悟君）

かすみがうら市いきいき長寿プラン、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画につきましては、ただいま策定段階でありまして、最終的には介護保険料、第8期の介護保険料に関係する部分がありますけれども、それ以外の部分につきまして、現在の進捗状況を説明させていただきたいと思っております。

○介護長寿課長（小泉一司君）

介護長寿課のほうから、かすみがうらいきいき長寿プラン、介護高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について説明をいたします。

資料の1ページ、第1章、計画の策定に当たって、1、計画策定の背景と目的になります。

平成12年度に介護保険制度を創設いたしまして、要介護高齢者等の増加や介護保険サービス利用が定着したことなど、社会情勢の変化に合わせて、制度の見直しをしてきました。

平成29年には、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援や包括的に確保される地域包括ケアシステムを推進し、介護保険制度の持続可能性の確保に取り組むことにより、介護サービスを必要とする方に、必要なサービスが提供される施策を進めてまいっております。

本計画は、団塊世代が75歳以上となる令和7年、2025年と団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年、2040年を念頭に置きながら、これまでの取り組みの成果や課題の分析を行いまして、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を送ることのできる社会の実現を目指して、今回の計画を策定するものです。

3ページ、4ページ、2、計画の位置づけ、3、計画の期間になります。

本計画は、高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進するために、2つの施策を一体化した計画を策定します。

介護保険事業計画は、介護保険法に基づきまして、3年を1期とする計画策定が義務づけられており、第8期計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間です。

5ページ、4、計画の策定体制になります。

本計画の策定に当たりましては、学識経験者、保健・医療関係者、社会福祉関係者等を委員とします。かすみがうら市高齢者福祉計画策定委員会を制定いたしまして、計画内容を審議いただき、計画策定委員会が出された意見等を参考にしながら、具体的な施策、検討を調整しております。

なお、策定計画において、パブリックコメントを実施し、広く市民からの意見を反映させてまいります。

また、アンケート調査も実施いたしまして、生活状況や健康状態等を伺いまして、介護の実態や課題、意見を把握し、策定の基礎資料といたしました。

7ページから29ページにつきましては、第2章、高齢者を取り巻く現状と将来推計になります。

市の総人口の推移や高齢者人口の推移、要支援、要介護認定者の状況と、また、アンケート調査の結果を載せております。

30 ページ、第 3 章、計画の基本的な考え方、基本理念として高齢者が介護や援助が必要になった場合でも、できる限り家庭や住み慣れた地域で、その人の自己努力を基本に自立した生活が営めるように、地域、事業者、行政が一体となり、支援していく地域づくりに向け、「安らぎとやさしさ 支え合いのまちづくり」を基本理念に掲げます。

31 ページ、基本目標 1 として、社会参加の促進と安心・安全なまちづくり、基本目標 2 として、介護予防・支え合いの活動のまちづくり、基本目標 3 として、地域包括ケアシステムの推進、基本目標 4 として、権利擁護事業の推進、基本目標 5 として、高齢者の自立を支援するまちづくりを掲げております。

33 ページ、日常生活圏域の設定になります。かすみがうら市を中学校区の 3 つの日常生活圏域を設定いたしまして、圏域別の特徴を載せております。

35 ページから 61 ページにつきましては、第 4 章、高齢者福祉計画になります。高齢者の社会参加や生きがいつくり、安全な地域づくり、保健・医療・福祉事業の連携、地域包括ケアシステムの推進に加えて、高齢者の権利擁護の事業について目標を定めております。

62 ページから 89 ページにつきましては、第 5 章、介護保険事業計画になります。

介護保険サービス、介護保険の各サービスの 7 期の計画実績と 8 期の計画見込量及び計画の推進方法と介護給付適正化に関する計画を掲載しております。

77 ページ、介護保険給付費負担割合で国・県・市、保険料の負担割合であります。介護保険料については、介護給付費の 23% を第 1 号被保険者、65 歳以上が負担します。

78 ページから 81 ページにつきましては、第 8 期給付費の推計、第 1 号被保険者保険料の推計額になっておりますが、最終調整を現在しております。

82 ページ、第 8 期給付費の推計と同様に最終調整をしていますので、参考までに令和 2 年度の保険料を記載しております。

以上が高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（案）になります。

パブリックコメントを 1 月 29 日から 2 月 11 日に行いまして、2 月 10 日、全員協議会へ計画説明後、策定委員会に報告いたします。

[10 時 27 分 設楽健夫委員入室]

○中根光男委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

この件については、2 月 21 日、最終策定委員会があるんですね。

○介護長寿課長（小泉一司君）

第 3 回の策定委員会が 2 月 17 日に予定しております。

○中根光男委員長

ほかに質問等ございませんでしょうか。

○櫻井繁行委員

先ほど、社会福祉課にもお聞きしたのですがけれども、12 名の方が委員に入られていますが、この計画をつくるに当たって、策定委員会というのは何回ぐらい開いて、今後、これからどういう計画なのかと、どのような意見があったのかというのをお聞きしてもよろしいでしょうか。

○介護長寿課長（小泉一司君）

今まで2回開かれておりまして、9月末に1回、12月17日に1回、合計2回開かれております。

主な意見としては、地区別の社協の在り方ということが議題に上がりまして、千代田地区のほうは地区社協がありますが、霞ヶ浦地区のほうは、ただいま2地区ということになっております。高齢者のほうとの兼ね合いをどうするかと、どうしたらいいかということのお話がありました。

あとは、霞ヶ浦地区、千代田地区、下稲吉地区の中学校単位で、今後、20年後の将来の高齢者推計を載せたらどうだということの話も意見としてはございました。

○櫻井繁行委員

今後何回ぐらい開くのか、もう一度、策定委員会について教えていただけますか。

○介護長寿課長（小泉一司君）

2月17日に予定ですけれども、第3回策定委員会を行いまして、パブリックコメントの意見を集約いたしまして、最終的な報告で最後になります。

○櫻井繁行委員

パブリックコメントは2月11日までで締め切って、市民の皆様から出た意見を踏襲して、2月17日の策定委員会で決定をするということですね。よく分かりました。

もう1件、アンケートを取られているというふうに思うのですが、先ほど、社会福祉課のほうからは1,500名出して56.3%の回収率でしたというお話があったのですが、書いてあるのを見切れなかったもので、その辺の概要を教えてくださいたいと思います。

○介護長寿課長（小泉一司君）

資料の16ページになります。調査の方法といたしましては、郵送による配布と回収になります。調査の方法といたしまして、介護予防、日常生活圏域のニーズ調査で700件配布いたしまして、443件、63.3%の回収率となっております。あとは、在宅介護者・施設介護者の実態調査といたしまして、795件、回収率が592件の74.5%となっております。調査期間といたしましては、平成30年10月1日から最終的には令和2年12月7日まで調査期間ということになっております。

○中根光男委員長

ほかによろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

それでは、質問等もないようですので、本件を終結いたします。

これで執行部の皆様には退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午前10時36分]

○中根光男委員長

会議を再開いたします。 [午前10時38分]

それでは、保健福祉部長から説明したい旨がございますので、発言を許します。

○保健福祉部長（君山 悟君）

私のほうから1点、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の状況なのですけれども、報道等でいろいろと2月末から接種が始まるというような報道がなされているかと思っておりますけれども、現時点で国のほうから資料等を示されまして、把握している内容について、かいつまんでご報告させていただきたいと思っております。

資料等、用意できなかったものですから、大変申し訳ありませんけれども、口頭でお話させていただきたいと思っております。



基本的なことですけれども、まず国のほうで準備するものとしましては、ワクチン及び接種器具、注射器と注射針、こちらにつきましては、全て国の責任において準備をするという状況になっております。都道府県につきましては、国及び市町村との連絡調整がメインの役割になります。

次に、市町村になりますけれども、直接、ワクチン接種の実務を行うのが市町村の役目ということで明記されております。

次に、具体的に市町村でどういうことをするのか、という内容になります。

まず、新聞報道でもありますように、国のほうで接種の順番というものを指定してございます。1番目としましては、医療従事者。2番目が高齢者の方で基礎疾患を有する高齢者を含む方、3番目としましては、基礎疾患を有する方で、高齢者以外の方及び高齢者施設等の従事者です。最後、4番目としましては、その他の方ということになります。このような順番でワクチンを接種することになっています。

国の方が示します、2月下旬から始まるというのは、1番目の医療従事者になります。医療従事者接種につきましては、市町村ではなく都道府県が中心になって接種を行うということになっております。具体的に申しますと、大きい医療機関、例えばこの地域でいいますと土浦協同病院。そういう大きい病院等の従事者に関しては、病院等で直接接種を行う、あるいは、開業医の方につきましては、県の方が調整しまして、接種場所を指定して、そちらのほうで接種する段取りになっています。こちらにつきましては、全て県の方の責任において接種を進めることになっております。

市町村につきましては、それ以外の方、具体的には3月ぐらいからになるという、今現時点での予定です。こちらにつきましては、接種券というものを発行します。

○櫻井繁行委員

高齢者が3月からですか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

現時点での予定では、早い方で高齢者が3月です。

○設楽健夫委員

これは、65歳以上ですか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

そうです。高齢者の方。

○設楽健夫委員

後期高齢者とは分けないのですか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

現時点では高齢者としかうたっていませんので、その予定で進めております。国の方で示しております。

そちらの方に接種券というものを発送する予定でいます。

申し訳ありません。高齢者は、75歳以上の方です。そして、次の高齢者という定義は、65歳以上75歳未満の方が高齢者という定義になります。

○櫻井繁行委員

まずは、医療従事者と高齢者基礎疾患の方が、2月下旬ですよ。

○保健福祉部長（君山 悟君）

医療従事者、これは県の責任で一番最初に行います。

○設楽健夫委員

高齢者は2つに分かれるということか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

そうです。

○櫻井繁行委員

高齢者の前に後期高齢者がいるということですか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

次の2番目の高齢者というのは、75歳以上、いわゆる後期高齢者の方になります。

○櫻井繁行委員

その方が、3番目ですよ。

○保健福祉部長（君山 悟君）

それが2番目です。次に、65歳から75歳未満の方が3番目です。

そして一番最後、4番目になりますけれども、その他の者ということです。

○櫻井繁行委員

先ほどは、基礎疾患と高齢者施設従事者が3番目だったかと思うのですが、違いますか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

最初からもう一度申し上げます。

まず最初に、医療従事者、これは年齢関係なく、2月下旬です。

次は、高齢者、75歳以上で基礎疾患を有する高齢者を含むということで、3月。

○小倉 博委員

それは、県でやるということですか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

2番目以降は、市町村において行います。

3番目がいわゆる基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者になります。

4番目は、その他の方ということです。

接種券の発送、現時点の発送予定時期、75歳以上で基礎疾患を有する高齢者及び基礎疾患を有する者と高齢者施設等の従事者、こちらにつきましては、3月から順次発送予定です。

その他の方は4月中旬以降の発送予定です。

○設楽健夫委員

先ほど、75歳以上と65歳以上75歳未満という話があったと思いますが、これは高齢者75歳以上、以外の3番目の中に全部入るんですか。2番目が高齢者75歳以上で基礎疾患を有する者ですよ。

○保健福祉部長（君山 悟君）

はい。

○設楽健夫委員

3番目は基礎疾患と高齢者施設従事者と言っていましたよね。65歳から75歳未満はどうなのですか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

3番目です。

○櫻井繁行委員

では、高齢者というのは後期高齢者になるんですよ。

○保健福祉部長（君山 悟君）

高齢者、いわゆる後期高齢者になります。

○櫻井繁行委員

後期高齢者と基礎疾患を持っている人は2番目ですよね。

後期高齢者75歳以上、そのほかは3番目になるということですか。3番目に後期高齢者も入っているのでしょうか。

○中根光男委員長

書き間違いになってしまうことが想定されるため、資料を出していただけますか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

資料がありますので、後でコピーをお渡しいたします。

○櫻井繁行委員

委員長、おっしゃるように、資料を出していただきたいというのと、私たちみたいな65歳以下の健康な人というのは、その他のほうに入ると思うんですけども、そうすると4月中旬以降発送になると思うのですが、最終的にワクチンを接種できるのは大体いつぐらいと想定していますか。把握していますか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

ワクチンの供給体制にかかるかと思うので、まだ具体的にどのくらいの量を供給できるというような内容等のことは、まだ国の方から情報等がきていない状況です。

○設楽健夫委員

一般の方は4月中旬以降というふうになっていますけれども、例えば学校の従事者とか、あと役所の従事者、幼稚園、保育園の関係者とか、そういう人たちの人員とか、そういうものの指示はないのですか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

現時点で、まだ国の方の説明会は1回切りです。この後、来週あたりにもう1回、国の説明会等があるような話を聞いておりますので、その段階で、もう少しより詳しい内容等が示されるのではないかと考えております。

詳細までは来ていないのが現時点の状況で、来週あたりに開かれる会議で、もっとより詳しい内容的なものは示されるのかと思います。

○櫻井繁行委員

日々変わるでしょうから、よろしくお願いします。

○保健福祉部長（君山 悟君）

この接種ですけれども、医療機関での個別接種と会場等を準備した集団接種という2つの方法があります。現在、その点については医師会等も関係しますので、医師会のほうと調整中です。具体的に内容等決まりましたらば、委員の皆さんに報告するような内容だと思います。あともう少しより詳細な内容が決まりましたらば、全員協議会の席等で詳しく説明するというところで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○設楽健夫委員

関係することで、最近の報道で濃厚接触者、医療関係の受入態勢の問題だと思うのですが、濃厚接触者についてはPCR検査をしないと、そういう報道が流れていますよね。これは茨城県においても保健所の方で、今、濃厚接触者も細かく追跡していますよね。それは、茨城県においては同じような対応になっているのですか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

確かに設楽委員が言いました、一部の県で保健所の職員が過重労働状態になっていて、手が回らないというような報道を私の方もニュース番組等を見たような記憶があります。茨城県においては、現時点では、まだ濃厚接触の把握とか、濃厚接触者に対するPCR検査を行わないというような情報は一切ありませんので、現時点では、陽性者が判明すればそれに関する濃厚接触者の把握及びPCR検査の方はやるというようなことで聞いております。現時点で茨城県では、報道にあるような内容で濃厚接触の把握をしないというようなことは一切聞いておりません。

○設楽健夫委員

濃厚接触者のPCR検査ということで今徹底してやって、茨城県も逼迫してきて、一部の県で始まっている、そういう状態になった時に、自宅待機という状態が出てきますよね。その時には、できれば電話等の連絡で容体をチェックしていくとか、そういうフォロー体制を、そういう準備はしていただきたいというふうに思うんですけども、自宅で亡くなった人が結構出ていますから、熱とか容体はいかがですかぐらい、そうすれば医療関係も動いて、フォロー体制ができると思うんですけども、ちょっとその辺は不安であるというふうに思っています。

○保健福祉部長（君山 悟君）

自宅待機者の健康管理とか、連絡につきましては、保健所の方が全て担っております。市町村には、陽性者の情報というものは一切流れてこないシステムになっていまして、市町村にも応援要請等はありません。ただ、年末までは1名交代で、保健師を保健所の方へ派遣したということですが、年明けてから、また県の方から、保健師の派遣要請等はまだ来ておりませんので、今のところ、まだ保健所の方も業務が逼迫しているような状況ではないというふうに思います。派遣した保健師の話では、自宅待機者等については、1日に1回は必ず電話連絡等のことをやっている、それで健康状態を把握しているというふうには報告で受けております。

○中根光男委員長

ほかに ご質問等は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

それでは、ないようですので、以上で文教厚生委員会を散会いたします。  
ご苦労さまでした。

散 会 午前10時56分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長      中   根      光   男